

# 久留米大学クリニカルスキル・トレーニングセンターの使用に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、クリニカルスキル・トレーニングセンター(以下「センター」という)の施設・設備・機材の使用に際して必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学教育関連病院の研修医又は職員
- (4) その他センター長及び医学部長の許可を得た学外者

(使用の範囲)

第3条 センターの使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 医学教育の講義又は実習
- (2) 医療技術の研修又は講習
- (3) その他センター長が認める事項

(使用日)

第4条 センターの使用日は、年間を通して全日とする。ただし、センター長の指示によってはこの限りではない。

(使用時間)

第5条 センターの使用時間は、原則9時から17時までとする。

(使用手続)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当する者は、センターのホームページのWeb予約システムを用いた予約(以下「Web予約」という。)を行った上で、10日前までに所定の使用願及び使用者リスト(以下「使用願等」という。)をセンターに提出し、センター長の使用許可を得なければならない。

- 2 第2条第1項第3号及び第4号の規定に該当する者は、センター教員に電話又はメールで予約の連絡(以下「予約連絡」という。)を行った上で、10日前までに使用願等をセンターに提出し、センター長及び医学部長から使用許可を得なければならない。
- 3 Web予約若しくは予約連絡を行っていても使用願等を提出していないとき又は使用願等を提出していてもWeb予約若しくは予約連絡を行っていないときは、センターの使用を許可しない。
- 4 センター外で機材を使用するときは、所定の借用願をセンターに届け出る。ただし、貸出しは、原則学内での使用に限るものとし、学外での使用については、センター長の承認及び医学部長の許可を得なければならない。

(取り消しの申出)

第7条 Web予約や使用願等の提出を取り消すときは、センターの管理担当者(以下「管理担当者」という。)に電話又はメールで申し出る。

(事前の打合せ)

第8条 センターの使用又は機材の借用が使用時間外又は土曜日、日曜日、国民の祝日及び本学が定めた休日

(以下「休日」という。)のときは、予約時に管理担当者と事前の打合せを行う。

(鍵の受け渡しと施錠)

第9条 センターの使用又は機材の借用が使用時間外又は休日のときは、鍵の受け渡し及び施錠について、管理担当者の指示に従う。指示に従わないときは、その後の使用を禁止し、鍵を紛失したときは、鍵の作製及び錠の交換に係る費用を請求する。

(使用上の注意)

第10条 使用願又は借用願に記載された者を使用責任者、使用者リストに記載された者を使用者とする。

使用者は、次の事項を遵守するとともに、管理担当者の指示に従う。

- (1) 施設・設備・機材は丁寧に使用し、破損又は紛失したときは、直ちに管理担当者に報告する。
- (2) 施設・設備・機材の使用方法に関する不明点は、事前に管理担当者に相談して指示を受ける。
- (3) 施設・設備・機材の使用後は、元の状態に戻し、片づけ及び清掃を行う。
- (4) 持ち込んだ物品(ごみ類を含む)は、使用者が持ち帰り、適切に処理する。
- (5) 貴重品は原則として持ち込まない。持ち込んだときは、各自で管理する。
- (6) 飲食は原則として禁止する。飲食が必要なときは、事前に管理担当者の許可を得た場合に限り、

多目的ルームでのみ飲食を許可する。この場合も、ごみ類は使用者が持ち帰り、適切に処理する。

(7) 使用時間を厳守する。

(8) 鍵を預かったときは、責任を持って鍵の管理及び施錠を行う。

(9) 階下に病棟があるため、騒音又は振動については、十分に配慮する。不適切な行為があった場合、関係者への謝罪を要求し、今後の使用を許可しないことがある。

(損害の賠償)

第 11 条 使用者が故意又は重大な過失により施設・設備・機材を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(事故の責任)

第 12 条 施設使用中における盗難、紛失その他の事故については、大学は、その責任を負わない。

(使用料金)

第 13 条 本学の学生又は教職員でない者が使用する場合は、使用料金を請求することができる。

使用料金については、センター会議で審議・決定した料金に基づき請求する。

(改廃)

第 14 条 この取扱いの改廃は、センター会議にて審議し、医学部教授会議の議を経るものとする。

(庶務)

第 15 条 この取扱いに関する庶務は、医学部事務部において行う。

附 則

この取扱いは、令和 3 年 6 月 16 日(理事長決裁終了日)から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。